

松浦市監査委員公表第6号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月10日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

# 措置通知書

福島診療所

指摘等を受けた事項	措 置 状 況
<p>1.収入事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 行政財産(土地)の目的外使用料3款2項1目の建物使用料で収納していた。正当科目にて支出されたい。</p>	<p>ご指摘の件については、総務課と協議し、正当科目への入金更正を行いました。</p>
<p>2.支出事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 委託契約を締結している業務の委託料を11節「役務費」の細節「手数料」から支出していた。正当科目にて支出されたい。</p>	<p>もともと役務費での執行を予定しておりましたが、実施伺において支出科目を委託料としてしまったことによるものです。当該事業の節に委託料がなく予算化もしていないことから、支出の処理については現在総務課と協議中です。</p>
<p>3.契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>委託契約について</p> <p>ア. 業務委託を行う場合は、「実施伺」を作成し、金額に応じ専決者の決裁が必要であるが、実施伺を作成していないものが見受けられた。松浦市事務決裁規程に基づき適正に処理されたい。</p> <p>イ. 見積予定価格が500,001円以上のものの随意契約について、根拠規定を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号としているものがあつた。第1号は「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」であり、松浦市財務規則第86条第1項第6号において50万円までと規定されている。500,001円以上で随意契約をできる委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する場合のみである。適用号数については、適切に判断されたい。</p>	<p>契約事務に関する事務手続等の認識不足により生じたものであるため、今後は実施伺を必ず作成し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>随意契約に係る根拠規定等の認識不足より生じたものであるため、今後は地方自治法施行令及び財務規則の規定に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

<p>ウ. 松浦市財務規則第78条において、一般競争入札における予定価格調書について「その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により開札の際これを開札場所に置かなければならない」と規定されており、随意契約に関しても同規則第86条第3項で第78条の規定に準じて定めると規定されているが、封筒に入れて保管されていた形跡がなく、見積書開封までの間、適正に保管されていたかどうか疑義があるものがあつた。予定価格調書作成後は封筒に入れ糊付け後に封印して適正に保管されたい。</p>	<p>今後は財務規則第78条の規定に基づき、予定価格調書作成後は封筒に入れ、糊付け後に封印して適正に保管いたします。</p>
<p><b>【指摘事項】</b></p>	
<p>エ. 予定価格調書に決定者の押印がないものがあつた。</p>	<p>ご指摘の件については決定者の押印を行いました。今後は予定価格決定時に予定価格調書に不備がないか確認いたします。</p>
<p>オ. 予定価格調書の作成を省略できないもので、調書を作成していないものがあつた。</p>	<p>今後は予定価格調書作成の省略の可否について十分確認を行い適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ. 見積書の見積日が、契約締結日より後の日付となっているものがあつた。</p>	<p>契約事務に関する事務手続等の認識不足により生じたものであるため、今後は日付等が前後することがないよう整理し適正な事務処理に努めます。</p>
<p>キ. 契約書記載の契約締結日を事務職員個人の印を使用して訂正しているものがあつた。</p>	<p>ご指摘の件については、契約書の契約締結日が空欄となっており、契約日を記載する際に日付を誤記してしまつたことによるものと考えられます。今後は契約日については極力空欄を避け印字によるものとします。</p>
<p>ク. 契約書に契約日の記載がないものがあつた。</p>	<p>上記と同様、今後は契約日については極力空欄を避け印字によるものとします。</p>
<p>ケ. 単年度で契約している委託料において、契約書に自動更新条項を定めている事例が見受けられた。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払を約束する自動更新条項の定めは不相当であるため削除されたい。</p>	<p>ご指摘の件については、後年度予算の裏付けのない支払を約束する自動更新条項を設けることの可否についての認識不足により生じたものです。今後は契約書に自動更新条項等に関する条項を記載しないよう相手方と協議し対応いたします。</p>

コ. 見積結果表に予定価格金額が記載されていなかった。このことについては、前回の定期監査の際にも指摘をしていたが、改善されていなかった。

#### 貸借契約について

ア. 実施伺、見積徴取伺、予定価格調書、見積結果表を作成していないもの、見積書を徴取していないもの、見積書の見積日が記載されていないもの、契約書に自動更新条項の記載があるもの、契約書の市長名を誤っているもの等、契約に関する事務が適正に行われていなかった。法令、規則等に基づき適正に処理されたい。

#### 医薬材料購入にかかる契約について

ア. 予定価格調書の 予定価格欄に「別紙記載にて」との記載があり、別紙「予定価格一覧表」が添付されていた。予定価格調書は封筒に入れて厳封し保管されていた形跡があったが、別紙の「予定価格一覧表」については封筒に入れて保管されていた形跡がなく、見積書開封までの間、適正に保管されていたかどうか疑義がある。価格の記載がある別紙についても予定価格調書と一緒に封筒 に入れ糊付け後に封印して見積書開封まで適正に保管されたい。また、添付された「予定価格一覧表」について、表紙に「予定価格一覧表」と記載があるものの、その中身が見積合わせに参加している1者の業者名が記載された「薬価対比表」であり、予定価格調書として不適当と言わざるを得ない。

イ. 見積書に見積日の記載がないもの、見積日が契約締結日より後の日付となっているものがあつた。

ウ. 契約書に市長印の押印がないものがあつた。

#### 【指導事項】

ア. 委託契約における1者随意契約について、実施伺に根拠法令の記載がないもの、業者選定理由の記載がないもの、選定理由が適正であるか疑義のある事例が見受けられた。また、修繕契約についても、修繕伺に記載された1者随意契約の業者選定理由が適正であるか疑義のあるものが見受けられた。随意契約は、契約方法の特例であることを十分認識し、可能な限り競争入札や複数業者からの見積書の徴取を行うなど、公正、公平で透明性のある契約となるよう努められたい。

見積結果表の供覧の際、記載漏れに誰も気付いていなかったもので、今後は供覧の際に不備がないか確認を十分に行います。

契約事務に関する事務手続等の認識不足と確認不足により生じたものであるため、指摘を重く受け止め今後は法令、規則等に基づき適正な事務処理に努めます。市長名が誤っていた契約書については相手方にその旨を伝え差替えます。

予定価格調書につきましては、今後は財務規則第78条の規定に基づき、作成後は封筒に入れ、糊付け後に封印して適正に保管いたします。予定価格の作成については改めます。

契約事務に関する事務手続等の認識不足、確認不足により生じたものであるため、今後は適正な事務処理に努めます。

今後は契約書締結時に確認を十分に行い適正な処理に努めます。

ご指摘の件については、浄化槽保守点検業務と思われませんが、今後は2人以上の者から見積書を徴することといたします。

<p>イ. 委託契約及び 貸借契約における見積結果表について、結果の記載がないもの、決定金額の記載がないもの等、不備があった。</p> <p>ウ. 所長業務委託における契約書に、医師住宅の光熱水費等の負担についての記載はあったが、使用料についての記載がなかった。これまで前任者からの引継ぎ事項で、医師住宅の使用料については無料としているとのことであったが、契約書にも明記されたい。</p> <p>エ. 修繕伺について、伺い日が執行予定日より後の日付となっているものがあった。</p>	<p>見積結果表の供覧の際、記載漏れに誰も気付いていなかったもので、今後は供覧の際に結果表に不備がないか確認を十分に行います。</p> <p>今後、契約を締結する際には契約書中に住宅使用料についての条項を追記することといたします。</p> <p>契約事務に関する事務手続等の認識不足、確認不足により生じたものであるため、今後は日付等が前後することがないように整理し適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>【検討事項】</b></p> <p>ア. 物品の借入れ及び委託業務の契約方法について今回監査した物品の借入れ及び委託業務について、すべて単年度契約であったが、地方自治法第208条(会計年度及びその独立の原則)の特例として、法第214条(債務負担行為)及び法第234条の3(長期継続契約)が規定され、また、施行令第167条の17(長期継続契約を締結することができる契約について)に基づいて「松浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」並びに「同条例施行規則」が定められ、物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり継続して役務の提供を受ける必要があるものについては、長期継続契約が可能となっている。医事システム保守業務や施設の維持管理及び保守業務については、長期継続契約ができる契約であり、長期継続契約は複数年度の契約手続きを一回で済ませることにより業務効率を向上させる性格を有していることから、契約方法の見直しを検討されたい。なお、長期継続契約を締結する場合には、起案に長期継続契約を行う旨と根拠規定を記載し、契約書に契約期間及び予算減額時などには当該契約を変更又は解除できる旨の特約条項の明記が必要であるため、留意されたい。</p>	<p>長期継続契約ができる契約についての認識不足により前例踏襲で年度ごとの契約としておりました。長期継続契約が可能なものについては検討します。</p>
<p>4.財産管理事務 行政財産の目的外使用許可について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p>	

ア. 使用許可申請書が「公有財産貸付更新申請書」となっており、使用料においても「貸付料金」と記載されているなど様式が不適正なもの及び申請日の記載がないものがあつた。申請書を受理する際は、申請書の記載内容を確認の上受理されたい。

イ. 許可申請の起案において、会計課長の決裁を受けていなかった。松浦市財務規則第109条第2項の規定に基づき適正に処理されたい。

ウ. 使用料の算定(建物)について、算定を誤り、正当額より多く徴収しているものがあつた。松浦市行政財産使用料条例第3条別表の規定により適正に処理されたい。

エ. 自動販売機設置のための目的外使用許可申請について、空き容器回収箱の面積を含んでおらず、使用料の算定も自動販売機のみで計算していた。

オ 許可書に「地方自治法第238条の4第2項の規定により」許可すると記載があるが、同規定は行政財産の貸付に関する規定であり、行政財産の目的外使用許可については「地方自治法第238条の4第7項」で規定されている。訂正されたい。

カ. 許可書に指令番号を付していなかった。指令とは、行政庁が特定の個人、団体又は下級機関からの申請、願いなどに対して、許可、認可などの行政処分を行う場合に発する文書の形式であり、行政財産の使用許可についても、指令番号を付して許可されたい。

#### 【指導事項】

ア. 許可の起案の際、許可の根拠規定及び使用料算定の根拠規定が記載されていなかった。

今後、申請者に対し、様式の記載事項等に不適当な記載がある場合については改めるよう指導するとともに、申請書受理時に申請内容の確認を行います。

ご指摘の件につきましては、使用許可の起案時に、松浦市財務規則に基づき会計課長の決裁を受けることといたします。

ご指摘の件につきましては、松浦市行政財産使用料条例に基づき算定した自動販売機分の使用料から既収入済額円を差し引いた差額について、相手方に算定誤りである旨を説明し、3月中に差額分を返還する予定です。今後、使用料の算定については慎重に対応いたします。

ご指摘の件につきましては、空き容器回収箱の面積を含めて再計算した使用料を相手方に伝えています。ただし上記返還の件もあるため、本使用料の返還・追徴の件については現在相手方と協議中です。

ご指摘の件につきましては、地方自治法の適用条項が改正されていることに気付かずそのまま引用していたものと考えられます。今後、上位法令等の適用条項等を使用する場合は、確認のうえ対応いたします。

ご指摘の件につきましては、調べたところ行政財産の目的外使用許可に関してはこれまでも指令番号を付していなかったようです。今後は適正な事務処理に努めます。

ご指摘の件につきましては、前例踏襲で処理を行ったことにより、起案において許可の根拠規定及び使用料算定の根拠規定を記載するという認識が乏しかったことによるものです。使用許可の理由・根拠を明らかにし、今後は適正な事務処理に努めます。

<p>イ. 申請書に受付印及び供覧印の押印がなかった。</p>	<p>今後、申請書については受付印押印後、文書件名簿への記載、供覧処理を行ったうえで、使用許可について起案します。</p>
<p>5.庶務・文書管理事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ア. 決裁済みの文書に決裁日付を記入していないものがあつた。松浦市文書管理規程第24条の規定に基づき処理されたい。</p> <p>イ. 松浦市職員被服貸与規程に規定がない事務職員の制服を貸与していた。</p> <p>ウ. 文書(申請書等)を受理した際に、文書件名簿に登載していないものがあつた。松浦市文書管理規程第12条の規定に基づき処理されたい。</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア. 被服貸与簿において期間満了日の記載がなかった。</p> <p>イ. 出張命令書(控)において、支出伝票添付の原本と異なるものが保管されていた。また、支出伝票添付の出張命令書の命令日が用務日より後の日付となっていた。</p> <p>ウ. 時間外勤務命令簿(控)において、時間計算欄をパソコン入力しているものが多数あつた。命令時点では確定していないため、勤務終了後手書きにて記載されたい。</p> <p>エ. 時間外勤務命令簿(控)において、命令印の押印がないもの、支出科目を誤っているもの、振替日の記載がないもの、休憩時間の記載がないもの等、内容に不備があるものが多数あつた。平成31年2月1日人事係通知「時間外等勤務(振替)命令簿記入要領」に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、決裁日を記入いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>この件に関しましては被服貸与の担当課である政策企画課と協議し対応いたします。</p> <p>公務上、届出等の発信文書を処理する割合が多かったことから、文書件名簿に登載する必要がある到達文書の処理についての認識が乏しかったことによるものです。今後は文書管理規程に基づき適正に処理します。</p> <p>指摘があつた被服貸与簿について、期間満了日を記載しました。今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>出張命令書については控えを確実に保管し、出張命令書の命令日と用務日の日付が前後することのないよう今後は適正に処理いたします。</p> <p>手書きすべきところをパソコン入力していたものです。今後は全て手書き処理とし、適正な事務処理に努めます。</p> <p>時間外勤務命令簿の会計・款項目の欄の記載がなかったものについては、産休代替職員に係るもので、支出科目が一般会計となることから空欄のままとして控えをとっていたものです。今後は担当課から処理済みの控えを保管するようにいたします。併せて押印漏れや記載漏れがないよう確認し、科目更正等が必要なものについては今年度中に処理を行います。</p>

<p>オ. 備品管理システム上で使用中となっている備品(車両2台)について、備品台帳がなかった。現地調査の際、現物を確認したところ、現在も使用しているとのことであったため、備品台帳の再発行を会計課に依頼し、保管簿に保管されたい。</p>	<p>指摘があった備品(車両2台)について、会計課管財係へ再発行を依頼し車両2台分の備品保管簿を保管いたしました。</p>
<p><b>【検討事項】</b></p> <p>ア. 診療所に保管してある公印の管理について、松浦市公印規則別表第1及び別表第3(第3条関係)において、保管者が診療所長と規定されているが、現在、診療所長は正規職員ではないため、同規則第6条及び第7条の保管者の責務を負わせることが不可能であり、事務長が管理している。管理者については、実情に合わせ規則の改正も含め検討されたい。</p>	<p>公印保管者については、現状の診療所長は委託ですが、今後の医師雇用内容は未定であるため、管理者等についての規則の改正は、健康ほけん課と協議しながら検討してまいります。</p>